

○宇和島市新規漁業就業者育成強化事業補助金交付要綱

令和3年6月28日

要綱第171号

(趣旨)

第1条 この要綱は、宇和島市新規漁業就業者育成強化事業実施要領（令和3年告示第66号。以下「要領」という。）に基づいて行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において宇和島市新規漁業就業者育成強化事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、宇和島市補助金等交付規則（平成17年規則第47号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象経費等)

第2条 補助対象となる事業種目、事業実施主体、補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表に掲げるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第3条 事業実施主体は、補助金の交付を受けようとするときは、宇和島市新規漁業就業者育成強化事業補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

2 事業実施主体は、前項の申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付決定)

第4条 市長は、前条の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、必要な条件を付して、補助金の交付を決定し、速やかに事業実施主体に通知を行うものとする。

(事業の着手)

第5条 事業の着手は、補助金の交付決定通知を受けて行うものとする。ただし、事業実施主体は、要領第7条の規定により計画の承認を受けた後、当該年度内においてやむを得ない事情により指令前に着手する必要があるときは、宇和島市新規漁業

就業者育成強化事業指令前着手届（様式第2号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（補助事業の変更承認申請）

第6条 第4条の規定により、補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）について、次に掲げる重要な変更をしようとするときは、あらかじめ宇和島市新規漁業就業者育成強化事業変更承認申請書（様式第3号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- （1） 補助金の額の増減
- （2） 新規漁業就業者の変更
- （3） 事業費の30%を超える増減

（補助事業の中止及び廃止）

第7条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ宇和島市新規漁業就業者育成強化事業中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（状況報告）

第8条 補助事業者は、補助金の交付の決定に係る年度の12月31日までの事業遂行状況を、翌月の10日までに宇和島市新規漁業就業者育成強化事業遂行状況報告書（様式第5号）により市長に報告しなければならない。

（実績報告）

第9条 補助事業者は、補助事業の完了後速やかに、宇和島市新規漁業就業者育成強化事業実績報告書（様式第6号）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 第3条第2項ただし書に該当する交付申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第3条第2項ただし書に該当する交付申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額したときには、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を宇和島市新規漁業就業者育成強化事業補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書（様式第7号）により速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の実績報告書を受理した場合は、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、その旨を補助事業者に通ずるものとする。

(補助金の請求)

第11条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた補助事業者は、宇和島市新規漁業就業者育成強化事業補助金精算払請求書(様式第8号)を、別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第12条 市長は、前条の精算払請求書を受理した場合は、補助金を交付するものとする。

(補助金の概算払)

第13条 市長は、前2条の規定にかかわらず、補助事業の実施上必要と認めるときは、補助金の全部又は一部を概算払することができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、宇和島市新規漁業就業者育成強化事業補助金概算払請求書(様式第9号)に關係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の返還等)

第14条 市長は、補助事業者又は新規漁業就業者が、要領に定める要件を満たさなくなったときは、補助金の交付決定を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(財産の管理)

第15条 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)のうち、規則第13条第2号に規定する市長が指定するものは、取得価格又は効用の増加価格の単価が50万円を超える機械及び重要な器具とする。

2 規則第13条ただし書に規定する市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当する期間とする。

3 補助事業者及び新規漁業就業者は、前項に規定する期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

4 前項の規定により市長の承認を受けて取得財産等を処分することにより収入があったときは、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。

(關係書類の保管)

第16条 補助事業者は、補助事業に係る収入支出の帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

2 補助事業者は、前条第1項で規定する機械及び重要な器具については、耐用年数に相当する期間中において、市長の求めに応じて利用状況が確認できるよう必要な書類を整備しなければならない。

(就業状況の報告)

第17条 補助事業者は、毎年度5月末日までに宇和島市新規漁業就業者育成強化事業就業状況報告書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の報告書の提出は、補助事業終了の年度の翌年度から起算して3年間行うものとする。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年6月28日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

(経過措置)

3 令和8年3月31日以前に第4条の規定により補助金の交付決定を受けた事業に係る第9条から第12条まで及び第14条から第17条までの規定の適用については、前項の規定にかかわらず、同日後においてもなおその効力を有する。

附 則(令和5年9月21日要綱第97号)

この要綱は、令和5年9月21日から施行する。

別表(第2条関係)

事業種目	事業実施主体	補助対象経費	補助率	補助限度額
漁業活動支援	愛媛県漁業協同組合の市内の支所	要領の規定により事業実施主体が行う事業に要する経費	3分の2以内	新規漁業就業者1人当たり140万円

備考 補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。